

公益財団法人大学基準協会

学生オブザーバーに関する規程

令 8. 3. 26 決定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款第 4 条第 1 項第 1 号に定める第三者評価のうち、大学の評価（以下「大学評価」という。）における学生オブザーバーについて定める。

(定義)

第 2 条 この規程において学生オブザーバーとは、学校教育法に定める大学に現に在籍する学生であって、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）の評価活動に対する理解の促進及び評価活動に関する意見の聴取を目的として任用する者のことをいう。

(職務の範囲)

第 3 条 学生オブザーバーは、大学評価における分科会等の会合、実地調査その他の評価活動に参加するが、当該評価における審議、判断及び運営に係ることには関与できない。

(責任)

第 4 条 学生オブザーバーは、大学評価の目的及び意義を十分に理解し、誠実にその活動に従事しなければならない。

(禁止行為及び守秘義務等)

第 5 条 学生オブザーバーの活動にあたっては、公益財団法人大学基準協会第三者評価の公正な実施に関する規程第 6 条から第 7 条、第 9 条から第 12 条までに定める評価者の禁止行為及び守秘義務等に係る規定を準用し、学生オブザーバーはこれを遵守しなければならない。

(選出方法、任期)

第 6 条 学生オブザーバーは、本協会の正会員大学から推薦された学生について、基準委員会で選出し、大学評価委員会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

2 学生オブザーバーの任期は、1 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 学生オブザーバーが、在籍する大学を卒業又は退学した場合は、原則としてその任期も満了するものとする。

(代理人の禁止)

第7条 学生オブザーバーは、代理人を以てこれに充てることはできない。

(謝金等)

第8条 学生オブザーバーには、その活動に係る謝金及び旅費等の経費を支払うことができる。

2 前項の謝金及び旅費等の額は、謝金支給基準及び公益財団法人大学基準協会旅費規程に準じ、事務局長が決定する。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則 (令和8年3月26日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。